

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和3年6月11日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住 所 愛知県刈谷市住吉町5丁目15番地	
氏 名 医療法人豊田会 刈谷豊田総合病院	
病院長 田中守嗣	
電話番号 0566-21-2450	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	医療法人豊田会 刈谷豊田総合病院
事業場の所在地	愛知県刈谷市住吉町5丁目15番地
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	83：医療業
② 事業の規模	許可病床数704床
③ 従業員数	1,693人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	(感染性廃棄物)→一部を自ら高圧蒸気滅菌し中間処理→収集運搬業者委託→中間処理業者委託→焼却処理して20%の残さの95%を建築材料へ再生利用 5%を埋め立て処分。 (引火性廃油)→収集運搬業者委託→中間処理業者委託→焼却処理して17%がスラグとして発生→最終処分業者委託

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

病院長

廃棄物対策委員会委員長 (参事)

特別管理産業廃棄物管理責任者 (感染性廃棄物)

特別管理産業廃棄物管理責任者 (感染性廃棄物以外の特管物)

廃棄物対策委員会事務局 (事務部 設備管理グループ)

各職場代表における委員会

医師・看護師・診療放射線技師・臨床検査技師・薬剤師・事務部・栄養科

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (令和 2年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排 出 量	264 t	1.2 t
	(これまでに実施した取組)		
	・ 感染性廃棄物の発生量は医療行為に伴っての発生であり、その抑制は非常に難しい状況であるが分別の徹底などで排出抑制に努める。特に抑制のための有効対策はなし。 ・ 引火性廃油 (キシレン) は有機溶媒システムによりリサイクル。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排 出 量	270 t	1 t
	(今後実施する予定の取組)		
	・ 院内に設置している廃棄物対策委員会を通じて、感染性廃棄物が増大しない材料の選定や各職場別の感染性廃棄物の排出量の分析及び増大の著しい職場には、削減の対策を要求して廃棄物の削減に取り組む。 ・ 環境にやさしい物品、医療材料の選定を推進する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ イン트라ネットを使って、毎月、部署ごとの排出量 (3年分) を表示して、職場毎で廃棄物削減の手段の検討・分別の徹底・啓蒙活動を行っている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 廃棄物分別要領書及び分別方法のフローチャート図に基づき、各職場単位で分別を促す。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・ 感染性廃棄物は再生利用しない。 ・ オートクレーブ（蒸気滅菌機）により、金属製手術器材・金属製診療器材を中心に再利用している。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・ 現状通りで継続する。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	185 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・ 感染性廃棄物の一部を高圧蒸気滅菌機にて滅菌し産業廃棄物（廃プラスチック）として処理した。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	188 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・ 感染性廃棄物は現状通りで継続する予定。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・ 実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・ 現状と同様。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全処理委託量	79 t	1.2 t
	優良認定処理業者への処理委託量	79 t	1.2 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・ 感染性廃棄物は委託処理業者により焼却処分。（中間処理は減量80%、その残さ20%のうち95%を建築材料へ再生利用、5%を埋め立て処分） ・ 引火性廃油は委託処理業者にて焼却して中間減量83%として処分。 ・ 委託先業者の処理状況を年1回現地確認している。（優良認定業者除く） ・ 分別の徹底を図り、感染性廃棄物の排出量低減に努めている。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全 処 理 委 託 量	82 t	1 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	82 t	1 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 電子マニフェストの登録状況などを随時確認し適正に処分されているか確認を行う。		
電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度（令和 2年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 （ポリ塩化ビフェニル 廃棄物を除く。）	265.2 t	
	(今後実施する予定の取組) ・ 電子マニフェストへ加入済み。 ・ 契約等を変更した際は電子マニフェストの使用を促す。 ・ 登録期限を厳守する。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。